第六十八条の五十八第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の五十八第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十二項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第六十八条の五十八の二第二項中「又は日本郵政株式会社が分割法人となる分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は当該分割型分割」を削り、同条第五項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第一号中「又は分割型分割（分割型分割にあつては、その分割型分割の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）」及び「又は分割承継法人」を削り、「合併又は分割型分割の」を「合併の」に改める。

第六十八条の五十九第一項中「（各連結事業年度終了の時における」を「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において」に、「法人税法第二条第九号に規定する普通法人及び」を「もの及び同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに」に、「除く。）又は」を「除く。次項において同じ。）又は」に、「除く。）が法人税法」を「除く。次項において同じ。）が、法人税法」に、「除く。）の」を「除く。次項において同じ。）の」に改め、「残額」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」を「において、同法第五十二条第二項又は第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、同条第二項中「計算した金額（第六項）」に改め、「第六十八条の五十九第一項」の下に「又は第二項」を加え、「、同項に」を「、同条第一項又は第二項に」に、「金額」として」を「金額（第六項」として」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合において、同法第五十二条第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同項に規定する適格分割等の直前の時を各連結事業年度終了の時とした場合における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

第六十八条の六十一第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第五項中「、適格現物出資若しくは適格事後設立」を「若しくは適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「連結親法人若しくはその連結子法人」を「連結親法人又はその連結子法人」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十項」に改め、「又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により分割承継法人に鉱業事務所の全部若しくは一部を移転した場合」を削り、「若しくは海外探鉱準備金の金額又は分割型分割直前における探鉱準備金の金額のうちその移転することとなつた鉱業事務所に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により分割承継法人に当該鉱業事務所の全部を移転した場合には、その分割型分割直前における探鉱準備金の金額）」を「又は海外探鉱準備金の金額」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第六項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又はこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の六十一第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の六十一第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十三項を削り、同条第十四項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。

第六十八条の六十四第一項中「計画として政令」を「ものとして財務省令」に改め、同条第三項第五号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第四項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の六十五第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「金額を当該連結親法人又は」を「金額を当該連結親法人若しくは」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「における当該連結親法人」の下に「（同法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち当該連結親法人事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十八条の六十七第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「、第六十八条の十五まで」に、「、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十四第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十三第一項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十四第二項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「若しくは第六十八条の七十八から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三若しくは第六十八条の八十五の四」に改め、同条第十項中「第二条第三十九号」を「第二条第三十六号」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の二まで」を「第六十八条の十五まで」に、「、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十二第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十四第二項」に、「第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十四第二項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十八条の十五第一項」に改める。